

令和 7 年 1 月 28 日

質問に対する回答書

青果市場跡地活用事業公募型プロポーザル実施要領に対する質問について、次のとおり回答します。

実施要領等に関する質問

番号	箇所					質問内容	回答
	頁	第	数	(数)	カ		
1	12	5	3	(1)	イ	建物のテナント募集は可能との理解でよいですか。	可能です。
2	12	5	3	(3)	ア	新設施設の維持管理等の経費のみならず、公共性の高い公衆トイレや芝生広場などを建設する場合、その費用も考慮し、貸付料は免除又はこの金額から減額することもありえますか。	事業者との協議等を踏まえ、真に公共性があると判断した場合は、所定の手続き後、減額又は免除することがあります。ただし、この場合でも地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項の規定に基づき議会の議決が必要となる場合があります。
3	12	5	3	(3)	ア	上記公共性の高い施設にかかる固定資産税は免除されますか。	施設の整備計画の詳細が明らかになった時点で、固定資産の減免の基準に基づき決定します。
4	14	6	4	(1)	カ	応募グループの構成法人は、2 月 7 日の参加表明書提出後、3 月 7 日の企画提案書提出までに構成法人の変更及び追加は可能と理解してよいですか。企画提案書提出前後に関わらず、代表構成法人は変わらずとも、事業計画策定、資金調達、SPC 組成の過程、事業開始後などに構成法人の変更・追加の可能性もあると考えますが。	16 頁－4 応募資格に関する事項－(1)－カに記載のとおり、原則は変更及び追加はできませんが、事業者からの申出に基づき、市からの書面による承認があれば、構成法人の変更及び追加は可能です。

5	17	6	5	(1)		選定委員会の委員はどのような構成ですか。民間の事業経験者が委員の多くを占めるべきとも考えますが。	選定委員会の委員は 10 人を予定しています。このうち、民間有識者と行政を半数ずつとしています。
						事業への国、県、市等からの補助金等の制度はありますか。	活用を計画している補助制度はございます。優先交渉権者の選定後、当該事業者と協議等の上、活用可能な補助制度をご案内します。
						旧港の整備（古い建造物の撤去、芝生化等）、開発の計画はありませんか。	旧港の設備については、本市が所有していないため、回答を差し控えさせていただきます。